

# **GHS** ~毒物・劇物について~

厚生労働省医薬食品局 審查管理課化学物質安全対策室

## 毒物劇物とGHSラベル



・「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals)」(略してGHS)は、化学品の危険有害性に関して世界共通の分類と表示を行い、正確な情報伝達を実現し、人の健康を確保し、環境を保護することを目的として、2003年7月に国連より勧告されたものです。

GHSは、無償で公開されており、国連のHP(下記アドレス)から入手することができます。

(GHS改訂第4版 本文)

http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs\_revO4/O4files\_e.html (仮訳)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei07/

- ・毒物及び劇物取締法においては、人や動物が飲んだり、吸い込んだり、あるいは皮膚や 粘膜に付着した際に、生理的機能に害を与えるものについては、「毒物」又は「劇物」 として保健衛生上の観点から規制されています。
- ・毒物又は劇物について、GHSに基づく危険有害性に関する絵表示を付し、使用者に注意喚起を促すことは、人の健康被害を回避する上では、推奨されるべきことでしょう。
- ・このパンフレットでは、毒物又は劇物について、GHSに基づく絵表示等の表記がなされ、かつ使用者がGHSに基づく絵表示に従い適正に取り扱われることを推奨し、人の健康被害を軽減することを目的として作成しました。
- ・当パンフレットの主旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成17年12月作成平成24年3月改訂

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

## 1. ラベルについて

#### (1) GHSラベル

GHSに対応するラベルには、①絵表示、注意喚起語と危険有害性情報、②注意書き、③製品の特定名、④供給者の特定の4つの項目が含まれています。(詳細は、GHS本文をご覧下さい)



#### 危険有害性情報

- ・可燃性固体
- 飲み込むと中毒
- ・皮膚に接触すると中毒
- ・重篤な薬傷・眼の障害
- ・中枢神経系、心血管系、肺、腎臓、肝臓の損傷
- ・長期にわたる、または、反復ばく露による心血管系、中枢神経系の損傷
- 水生生物に毒性あり

#### 取扱注意

- ・熱、花火、裸火のような着火源から遠ざけること
- ・取扱い後はよく手を洗うこと
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと
- ・眼//顔面用の保護具を着用すること
- ・飲込んだり眼に入った場合、医師の助けを求めること
- ・環境への放出を避けること

#### この物質医薬用外劇物です。

#### 厚生労働株式会社

東京都千代田区霞が関122

TEL:123-456-789、FAX:123-456-890

#### ③ 製品の特定名

(製品を特定する情報です。名称、成分、含有量等を記載します。)

- ① 絵表示、注意喚起語と危険有害性情報
  - ・絵表示
  - · 注意喚起語
  - · 危険有害性情報

(化学品の有害性を伝達するためにGHSにおいて定められた絵表示等を記載します。)

#### ② 注意書き

(取扱い上の注意等を記載するところです。)

#### ④ 供給者の特定

(供給者を特定する情報です。製造者又は輸入者の氏名、住所等を記載します。)

※注:このラベルは、例として作成されたもので、危険有害性等については、確定的なものではありません。

毒物及び劇物取締法に規制されている化学品については 医薬用外毒物 又は 医薬用外劇物 の文字が記載されています。この記載がなされているものについては、行政庁に対する登録なしで他者に販売・授与することはできません。そのほか、毒物及び劇物取締法に規制された取扱いを行う義務があります。

#### <ラベルを作成する皆様へ>

ラベルの作成方法は、

(GHS本文) http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs\_rev04/04files\_e.html (仮訳) http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei07/をご参照下さい。

加えて、毒物及び劇物取締法第12条、毒物及び劇物取締法施行規則第11条の5、第11条の6に定められた事項が漏れなく記載されているか確認して下さい。※「こ」の部分が法律の規定に基づき記載する必要があるものです。その他、家庭に供給される劇物には、法律に定められた必要な注意書きを記載する必要があります。

#### 〈解説〉 ~それぞれの絵表示の意味と事故の予防策~



#### <意味>

爆発物・自己反応性化学品・有機過酸化物を表しており、熱や火花にさらされると爆発するようなものを表しています。

<事故の予防>

熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。 取り扱う際に保護具を着用すること。

※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。



#### <意味>

引火性/可燃性物質、自己反応性化学品、自然発火性物質、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品を表しており、空気、熱や火花にさらされると発火するようなものを表しています。

<事故の予防>

熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。

空気に接触させないこと。(自然発火性物質)

取り扱う際に保護具を着用すること。

※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。



#### <意味>

酸化性物質、有機過酸化物を表しており、他の物質の燃焼を助長するようなものを表しています。

<事故の予防>

熱から遠ざけること。

可燃物を近くに置かないこと。

取り扱う際に保護具を着用すること。

※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。



#### く意味>

高圧ガスを表しており、ガスが圧縮又は液化されて充填されているものを表しています。熱したりすると膨張して爆発する可能性があります。

<事故の予防>

換気の良い場所で保管すること。

取り扱う際に保護具を着用すること。

※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。



#### く意味と

急性致死毒性を表しており、飲んだり、触ったり、吸ったりすると急性的な健康障害が生じ、死に至る場合があります。

<事故の予防>

この製品を使用するときに飲食や喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

目、皮膚、衣類に付けないこと。

取り扱う際に保護具を着用すること。

※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。



#### <意味>

金属腐食性物質、皮膚腐食性、目に対する重篤な刺激性を表しており、接触した金属又は皮膚等を損傷させる場合があります。

<事故の予防>

最初の容器に保存すること。(金属腐食性物質)

粉じんや蒸気などを吸入しないこと。

使用後はよく手を洗うこと。

取り扱う際に保護具を着用すること。

※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。



#### <意味>

呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器/全身毒性(単回又は反復ばく露)、吸引性呼吸器有害性を表しており、短期又は長期に飲んだり、触れたり、吸ったりしたときに健康障害を引き起こす場合があります。

<事故の予防>

この製品を使用するときに飲食や喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

目、皮膚、衣類に付けないこと。

粉じんや蒸気などを吸入しないこと。

取り扱う際に適切な保護具を着用すること。

※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。



#### <意味>

水生環境有害性を表しており、環境に放出すると水生環境(水生生物及びその 生態系)に悪影響を及ぼす場合があります。

<事故の予防>

#### 環境への放出を避けること。

※そのほか、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。



#### <意味>

危険有害性があるが、その程度の低いものを表してます。

<事故の予防>

※どのような危険有害性があるか確認して、ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要です。

#### (参考)「毒物」「劇物」とGHS分類の比較

化学物質(純品)のGHSの分類と「毒物」「劇物」の分類については、おおよそ下記のような対応になっています。ただし、必ずしも一致しているわけではありません。

毒物·劇物 GHS分類	医薬用外毒物		医薬用外劇物	毒物及び劇物取締法規 制対象外	
急性毒性 毒性の程度により区分1~5に分類※	区分1	区分2	区分3	区分4 <b>①</b>	区分5 絵表示無し
皮膚腐食性 刺激の程度により区分1~3に分類			区分1	区分2	区分3
目の重篤な損傷性/刺激性 刺激の程度により区分1〜2に分類			区分1	区分 2A <b>①</b>	区分 2B <sup>絵表示無し</sup>

## 2. SDSについて

~ Safety Data Sheet ~

GHSに対応するSDSには、以下の項目が含まれています。

- 1. 化学品および会社情報
- 2. 危険有害性の要約
- 3. 組成および成分情報
- 5. 火災時の措置
- 6. 漏出時の措置
- 7. 取扱いおよび保管上の注意
- 8. ばく露防止および保護措置
- 9. 物理的および化学的性質
- 10. 安定性および反応性
- 11. 有害性情報
- 12. 環境影響情報
- 13. 廃棄上の注意
- 14. 輸送上の注意
- 15. 適用法令
- 16. その他の情報

2. 危険有害性の要約 には、 ラベルと同じ情報が含まれます

SDSをよく読み、次の事項について確認しましょう。

- 危険有害性の要約を確認して、どのような有害性がある か確認しましょう。
- 組成や成分を確認して、どのような有害な成分が含有されているか把握しておきましょう。(誤飲やばく露して 医師の診察を受ける際に、どのような成分がどの程度含まれているかという情報は、救急治療において重要な 情報です。)
- ばく露防止措置、漏出時の措置などを確認し、この化学品 の管理体制が万全かどうか確認しましょう。具体的に は、次の項目において社内で十分な対応が取られている かチェックしましょう。
  - ・取扱いの際のばく露の予防措置
  - ・漏出等事故の対応
  - ・保管の際の措置
  - ・廃棄の際の措置

<SDSを作成する皆様へ>

SDSの作成方法は、

(GHS本文) http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs\_welcome\_e.html (仮訳) http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/ghs/index.html をご参照いただくとともに、JIS Z7250をご参照下さい。

また、毒物及び劇物取締法施行令第40条の9及び毒物及び劇物取締法施行規則第13条の11に定められた事項が漏れなく記載されているか確認して下さい。



3. どくろマーク又は腐食性マークがついている化学品の取扱いについて

どくろマークや腐食性マークが付いているものであっても、毒物及び劇物取締法の規制の対象となっていないものもあります。ただし、規制の対象外のものでも、毒物及び劇物取締法に準じた取扱いをすることが望ましいでしょう。以下に毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の取扱いについて紹介します。

#### (1) 事業場内の取扱い

(その1)盗難・紛失の予防措置

毒物及び劇物取締法第11条第1項(同法第22条第5項準用規定)において、業務上毒劇物を取り扱う者は、 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならないとされていま す。具体的な措置については、各事業場の実態に合わせて、責任者自らの判断で措置すべきことですが、毒物又 は劇物を取り扱う上で最低限実施してほしい事項を以下に記載してますので、必要な措置を実施してください。

- 敷地境界線から離れたところに保管する。
- 保管場所は他者から見えにくい場所で、かつ管理者の目の行き届くところにする。
- 保管庫に保管する場合は施錠する。
- 〇 「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認する。
- 〇 鍵の管理を徹底する。

#### (その2)漏洩、流出の防止

毒物及び劇物取締法第11条第2項(同法第22条第5項準用規定)において、業務上毒劇物を取り扱う者は、毒物もしくは劇物又は毒物もしくは劇物を含有する物※1がその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの設備の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされています。具体的な措置については、各事業場の実態に合わせて、責任者自らの判断で措置すべきことですが、毒物又は劇物を取り扱う上で最低限実施してほしい事項を以下に記載してありますので、よく読んで、必要な措置を実施してください。

- ※1: 毒物もしくは劇物を含有する物とは、政令第38条に定められています。
  - 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物(シアン含有量が1Lにつき1mg以下の物を除く)
  - 塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物 (水で十倍に希釈した場合のpHが2.0~12.0のものを除く)
- コンクリート製など、取り扱う毒物又は劇物の特性に合わせた設備を設置するとともに、 粉じん、蒸気、廃水等の処理設備を備える。
- 「毒物劇物危害防止規定」を整備する。

#### 関係する通知

◇固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準

昭和52年10月20日付け薬発第1175号薬務局長通知「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準ーその1(固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準)について」

昭和52年10月20日付け薬安第66号薬務局安全課長通知「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準一その1(固体以外のものを 貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準)の運用について」

◇固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所の基準

昭和56年5月20日付け薬発第480号薬務局長通知「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準ーその2(固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所の基準)及びその3(固体以外のものを貯蔵する地下タンク貯蔵所の基準)について」

昭和60年4月5日付け薬安第73号薬務局安全課長通知「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準ーその1(固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準)、その2(固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所の基準)、その3(固体以外のものを貯蔵する地下タンク貯蔵所の基準)の運用等について」

#### (2)輸送時の対応

毒物及び劇物取締法第16条において、保健衛生上の危害を防止するための必要な措置として、運搬に係る技術上の基準が定められています。

- 化学品の特性に応じた適切な運搬容器を使用する。
- 〇 適切に積載する。
- 〇 適切に運搬する。
- 高物又は劇物の運搬を依頼するときは、毒物及び劇物の名前や事故時の措置等を記載した用紙を荷物と一緒に渡しましょう(イエローカード)。

#### 関連する通知

◇液体状の毒物劇物を車両に固定又は積載する容器の基準

昭和63年6月15日付け薬発第511号薬務局長通知「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準について」

(一部改正:平成6年9月21日付け薬発第819号)

昭和63年6月15日付け薬安第60号薬務局安全課長通知「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準の運用指針について」

(一部改正:平成6年9月21日付け薬安第77号、平成7年3月16日付け薬安第26号)

◇小型運搬容器の基準

平成3年3月6日付け薬発第255号薬務局長通知「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準について」

(一部改正:平成6年9月21日付け薬発第819号、平成7年3月16日付け薬発第244号)

平成3年3月6日付け薬安第22号薬務局安全課長通知「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準の運用指針について」

(一部改正:平成8年3月15日付け薬安第22号)

◇中型運搬容器の基準

平成4年9月11日付け薬発第836号薬務局長通知「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準について」

(一部改正:平成6年9月21日付け薬発第819号、平成7年3月16日付け薬発第244号)

平成4年9月11日付け薬安第102号薬務局安全課長通知「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準の運用指針について」

(一部改正:平成7年3月16日付け薬安第26号)

#### イエローカードについて

イエローカードとは化学物質の有害性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先などを記載した黄色いカードです。毒物又は劇物に限らず、危険物などでも活用できるものです。具体的には、(社)日本化学工業協会の「物流安全管理指針附属書1イエローカード運営要領」をご参照下さい

### (3) 事故時の対応

毒物及び劇物取締法第16条の2(同法第22条第5項準用規定)において、業務上毒物又は劇物を取り扱う者は、

- 1. その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生するおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。
- 2 その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。
- 通報体制を整備する(消防機関、都道府県警察、海上保安部等(臨海部)、自治体(県 庁担当部局や保健所等)、事務所内関係者や周辺住民等)。
- 被害を最小限にくいとめる措置とその準備を行う。

#### (財) 日本中毒情報センターについて

毒物又は劇物による事故が発生し、緊急に応急処置や治療方法 に関する情報が必要な場合は、中毒110番((財)日本中毒 情報センター)に問い合わせて下さい。

<大阪中毒110番>

電話 0990-50-2499 (24時間、365日)

くつくば中毒110番>

電話 0990-52-9899 (9時~21時、365日)

(ダイヤルQ2制:通話料のほかに情報料(1件315円)がかかります。)